

## 第5章 大規模建築物等の景観形成（法第8条第2項第2号関連）

大規模な建築物等は景観形成に大きな影響を与えることから、市全域を対象として一定規模以上の建築物等（以下「大規模建築物等」といいます。）の建築等について、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、景観誘導を行います。大規模建築物等の建築等の行為については、都市景観条例に基づく事前協議と法に基づく行為の届出が必要であるとともに、行為に対する規制又は措置の基準である景観形成基準に適合することが求められます（※）。

※ここで対象とする行為のうち、公共施設等に該当するものについては、事前通知制度（法第16条第5項）による通知義務があり、それに基づき景観協議（法第16条第6項）を実施します。（詳細は本計画第8章「公共施設等の景観形成」を参照）

### 1 事前協議と届出対象行為

#### （1）対象となる行為の種別・規模（法第16条第1項）

事前協議と届出の対象となる行為の種別及び規模を以下のとおり定めます。

行為の種別	行為の規模
<b>①建築物の建築等</b> ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの ・ 開発区域（注1）の面積が500平方メートル以上のもの（高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く）
<b>②工作物の建設等</b> ・ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	・ 塔状工作物（注2）で高さが10メートルを超えるもの、ただし（注3）については高さが15メートルを超えるもの ・ 遊戯施設（注4）で高さが10メートルを超えるもの ・ 製造施設又は貯蔵施設の用途に供する工作物（注5）で高さが10メートルを超えるもの ・ 高架道路、橋等（注6）で高さが5メートルを超え、又は延長が30メートルを超えるもの

注1 ・ 戸田市宅地開発事業等指導条例第2条第1項第7号に定めるもの

注2 ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

・ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

・ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

注3 ・ 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者の電気通信用のもの

注4 ・ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類するもの

注5 ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの  
 ・ 石油、ガス等を貯蔵する施設

注6 ・ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、橋、水門

#### （2）特定届出対象行為（法第17条第1項）

第17条第1項に定める特定届出対象行為を以下のとおり定めます。

特定届出対象行為については、景観計画に定める景観形成基準（ただし形態意匠に限る）に適合しない場合、変更命令等を行う場合があります。

①建築物の建築等 ②工作物の建設等

## 2 事前協議と届出等の手続

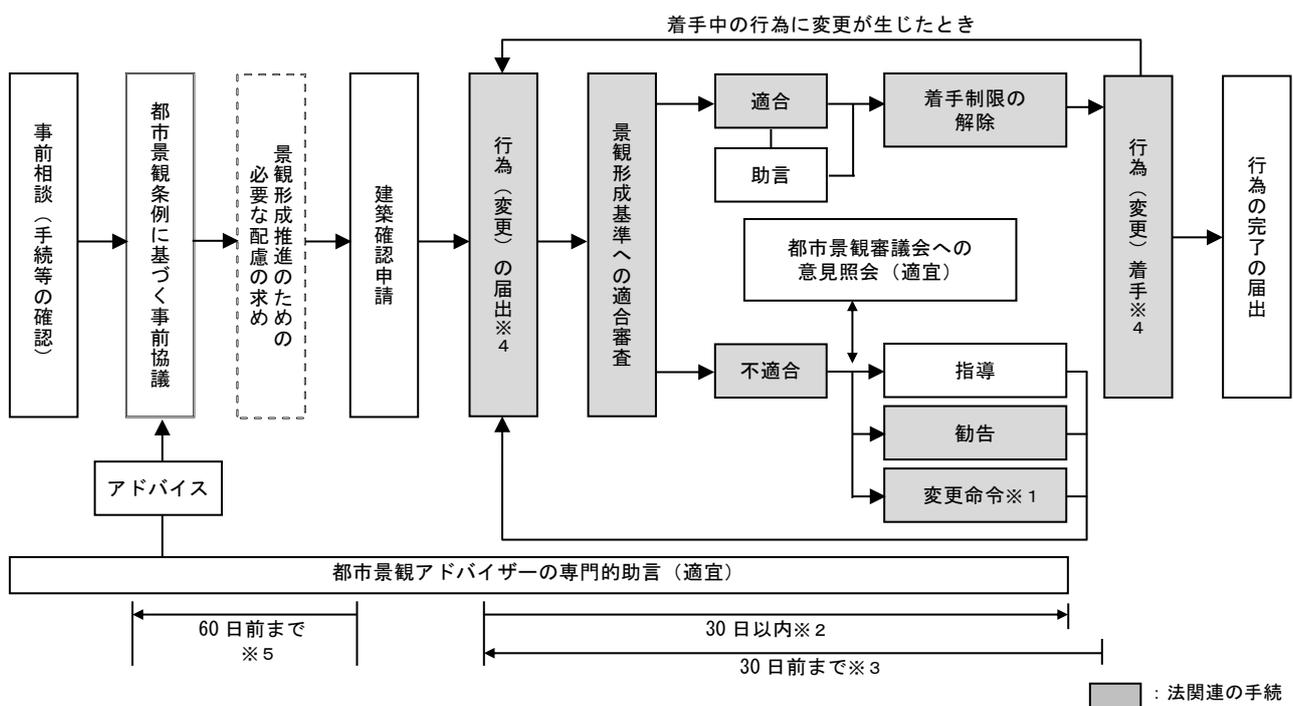
都市景観条例に基づく事前協議と法に基づく届出を通じて、大規模建築物等について景観誘導を行い、より良好な景観形成を推進します。

都市景観条例に基づく事前協議は、建築確認申請の60日前までに事前協議書により申請する必要があります。事業計画の変更が可能である、できるだけ早期の協議を求めます。（建築確認申請を伴わない行為の場合については、行為着手の60日前までに事前協議の申請を行う必要があります。）事業計画の早期の段階から地域の景観に配慮することで、事業者と市の双方に利点があります。なお、事前協議に際しては、事業計画における景観の質的向上を図るため、専門的知識又は経験を有する都市景観アドバイザーからアドバイスを受ける仕組みとします。

また、法に基づく届出は、行為着手の30日前までに行う必要があります。事前協議におけるアドバイス等を踏まえた上で、届出対象行為は景観形成基準に適合しなければなりません。

届出内容が景観形成基準に適合しない場合には、指導、勧告又は変更命令を行います。

事前協議と届出等の手続の流れ



- ※1 特定届出対象行為のみ対象となります。
- ※2 実地の調査の必要がある場合等は、最大90日まで延長されることがあります。
- ※3 着手制限の解除により短縮されます。また特定届出対象行為で期間が延長された場合にはその期間となります。
- ※4 届出をせず、又は虚偽の届出、違反等をした者に対して法による罰則が定められています。
- ※5 建築確認申請を伴わない行為の場合は、行為着手の60日前までに事前協議を開始します。

### 3 景観形成基準（法第8条第2項第2号）

届出対象行為に対する規制又は措置の基準である景観形成基準を、建築物及び工作物それぞれについて以下のとおり定めます。

#### （1）景観形成基準の構成

##### 1）建築物

都市マスタープランにおける土地利用方針（次ページ参照）に対応して、次のとおり土地利用区分別（※）に配置、形態意匠、夜間照明の各要素について景観形成基準を定めます。

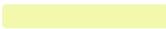
##### ※複数の土地利用区分にまたがる敷地の場合

基準の適用は、敷地が含まれる土地利用区分の種類、場所の特性、周辺の景観資源や市街地の景観形成の状況等を考慮します。

##### ※土地利用区分が設定されていない敷地の場合

基準の適用は、隣接する土地利用区分の種類、場所の特性、周辺の景観資源や市街地の景観形成の状況等を考慮します。

土地利用方針図と景観形成基準との対応について

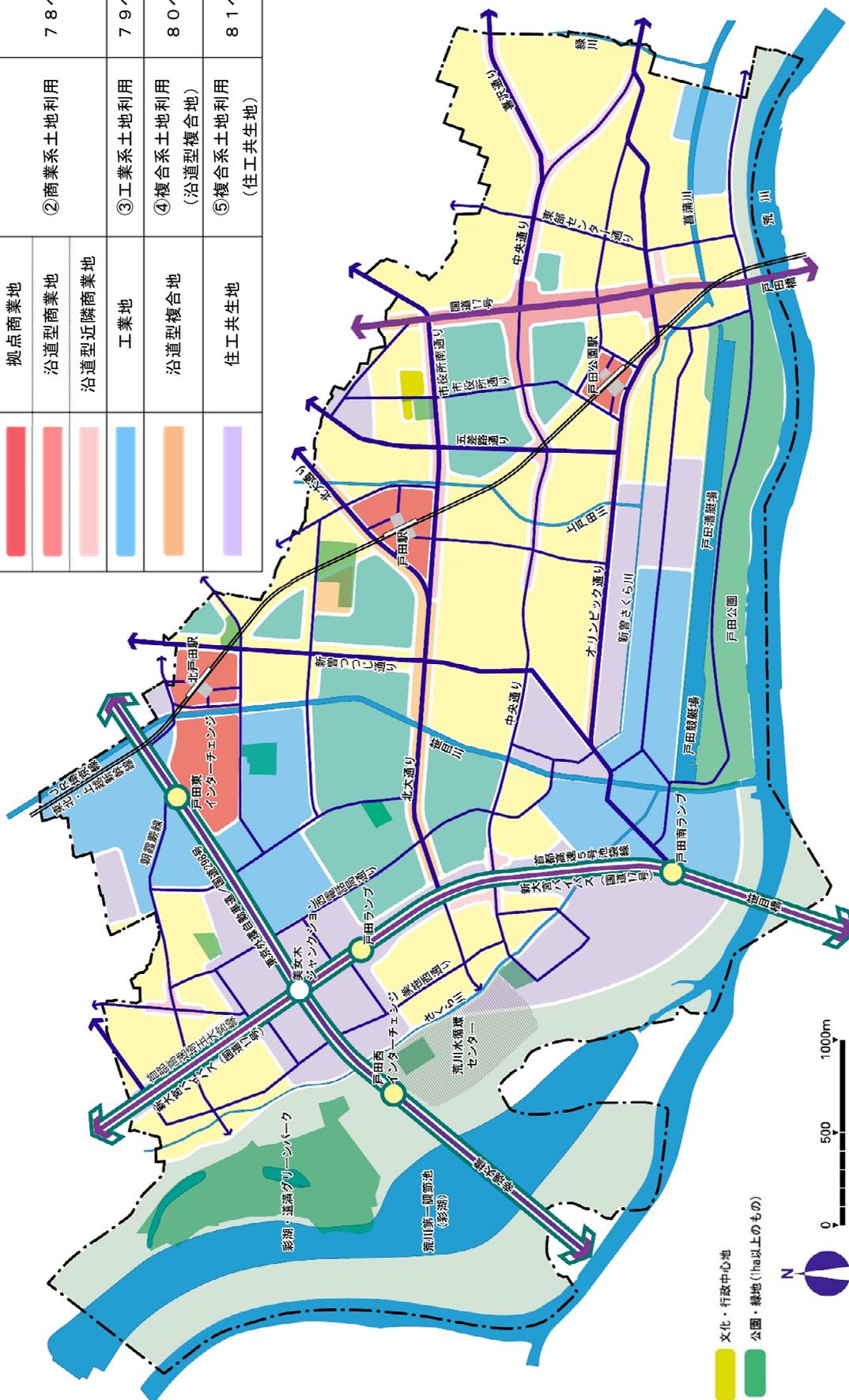
土地利用方針図		土地利用区分別の景観形成基準	
図における凡例	図における区分	土地利用区分	該当ページ
	専用住宅地	①住居系土地利用	77ページ
	一般住宅地		
	拠点商業地	②商業系土地利用	78ページ
	沿道型商業地		
	沿道型近隣商業地		
	工業地	③工業系土地利用	79ページ
	沿道型複合地	④複合系土地利用 （沿道型複合地）	80ページ
	住工共生地	⑤複合系土地利用 （住工共生地）	81ページ

##### 2）工作物

工作物についても建築物と同様、配置、形態意匠、夜間照明の各要素について景観形成基準を定めます。

土地利用方針図（再掲）

土地利用方針図		土地利用区分別の景観形成基準	
図における凡例	図における区分	土地利用区分	該当ページ
	専用住宅地	①住居系土地利用	77ページ
	一般住宅地		
	拠点商業地	②商業系土地利用	78ページ
	沿道型商業地		
	沿道型近隣商業地		
	工業地	③工業系土地利用	79ページ
	沿道型複合地	④複合系土地利用 (沿道型複合地)	80ページ
	住工共生地	⑤複合系土地利用 (住工共生地)	81ページ



## (2) 景観形成基準

### 【建築物】

#### ①住居系土地利用（専用住宅地・一般住宅地）

配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する。</li> <li>●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。</li> <li>●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。</li> </ul>
形態 意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する。</li> <li>●まち並みに調和したデザインとする。</li> <li>●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。</li> <li>●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建物と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋外 設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないように工夫する。</li> <li>●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。</li> </ul>
	外構・ 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する。</li> <li>●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。</li> <li>●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●暖かみや落ち着きを感じられる色彩を基調とし、周囲との調和を図る。</li> <li>●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>
夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> </ul>

②商業系土地利用（拠点商業地・沿道型商業地・沿道型近隣商業地）

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする。</li> <li>●まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する。</li> <li>●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。</li> <li>●敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。</li> </ul>	
形態 意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。</li> <li>●まち並みに調和したデザインとする。</li> <li>●駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。</li> <li>●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。</li> <li>●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建物と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。</li> <li>●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。</li> </ul>
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する。</li> <li>●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。</li> <li>●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●にぎわいの中にも秩序が感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。</li> <li>●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> </ul>	

③工業系土地利用（工業地）

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する。</li> <li>●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。</li> <li>●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。</li> </ul>
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する。</li> <li>●まち並みに調和したデザインとする。</li> <li>●工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。</li> <li>●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。</li> <li>●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根</li> <li>●周辺の建物と調和するようデザインする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外設備等</li> <li>●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないように工夫する。</li> <li>●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外構・緑化等</li> <li>●敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする。</li> <li>●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。</li> <li>●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色彩</li> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●明るく親しみやすい色彩を基調とし、周囲との調和を図る。</li> <li>●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> </ul>

④複合系土地利用（沿道型複合地）

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする。</li> <li>●まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する。</li> <li>●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。</li> <li>●敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。</li> </ul>	
形態 意匠	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。</li> <li>●まち並みに調和したデザインとする。</li> <li>●商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。</li> <li>●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。</li> <li>●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建物と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋外 設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないように工夫する。</li> <li>●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。</li> </ul>
	外構・ 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する。</li> <li>●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。</li> <li>●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。</li> <li>●商業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●暖かみを感じられる色彩を基調とし、周囲との調和を図る。</li> <li>●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> <li>●商業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する。</li> </ul>	

⑤複合系土地利用（住工共生地）

配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する。</li> <li>●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。</li> <li>●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。</li> </ul>
形態意匠	外壁等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●壁面はきめ細かな表情づくりを工夫するとともに、長大な壁面が生じる場合は単調にならないよう工夫する。</li> <li>●まち並みに調和したデザインとする。</li> <li>●工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。</li> <li>●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。</li> <li>●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋根 <ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の建物と調和するようデザインする。</li> </ul>
	屋外設備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。</li> <li>●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。</li> </ul>
	外構・緑化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする。</li> <li>●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。</li> <li>●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。</li> <li>●工業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。</li> </ul>
色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●暖かみを感じられる色彩を基調とし、周囲との調和を図る。</li> <li>●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>	
夜間照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> <li>●工業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周囲に配慮する。</li> </ul>

【工作物】

<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優れた景観が眺望できる場所では、眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>●敷地の周囲には緩衝帯となる緑や空地を配置する。</li> <li>●周辺の土地利用や景観との調和に配慮した配置とする。</li> </ul>
<p>形態意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の土地利用や景観との調和に配慮し、突出感や違和感を緩和するような形態意匠とする。</li> <li>●建物と一体に建設する場合は、建物本体と調和するようデザインする。</li> <li>●長大な面を生じる場合には、単調にならないよう工夫する。</li> <li>●特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。</li> <li>●時間の経過とともに趣を深める耐久性のある素材を用いる。</li> <li>●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。</li> <li>●上記のほか、外装の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。</li> </ul>
<p>夜間照明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖かみのある光源を用い、シンボルやランドマークとしての演出にも配慮した照明方法等を工夫する。</li> <li>●点滅する光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。</li> </ul>

●色彩基準

建築物の外壁及び屋根、又は工作物の外装には、以下の色彩を使用しないものとします。

建築物の外壁及び工作物の外装に使用してはならない色彩

色相 トーン	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える

建築物の屋根に使用してはならない色彩

色相 トーン	1.25R ～ 6.24R	6.25R ～ 8.74R	8.75R ～ 1.24YR	1.25YR ～ 3.74YR	3.75YR ～ 6.24YR	6.25YR ～ 8.74YR	8.75YR ～ 1.24Y	1.25Y ～ 3.74Y	3.75Y ～ 8.74Y	8.75Y ～ 1.24GY	1.25GY ～ 3.74GY	3.75GY ～ 6.24GY	6.25GY ～ 1.24B	1.25B ～ 6.24B	6.25B ～ 8.74B	8.75B ～ 1.24PB	1.25PB ～ 3.74PB	3.75PB ～ 6.24PB	6.25PB ～ 1.24P	1.25P ～ 6.74P	6.75P ～ 3.74RP	3.75RP ～ 1.24R	
明度	8.0以上																						
彩度	すべての彩度																						
明度	5.0以上8.0未満																						
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	
明度	5.0未満																						
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える

ただし、色彩基準は以下のものには適用しません。

①各立面の面積の5分の1未満の小面積で用いる色彩

建築物等の各立面の面積の5分の1未満の範囲内で、外観のアクセントとして景観の充実に用いる色彩。

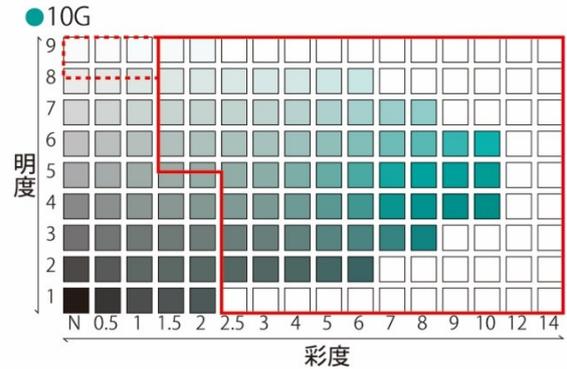
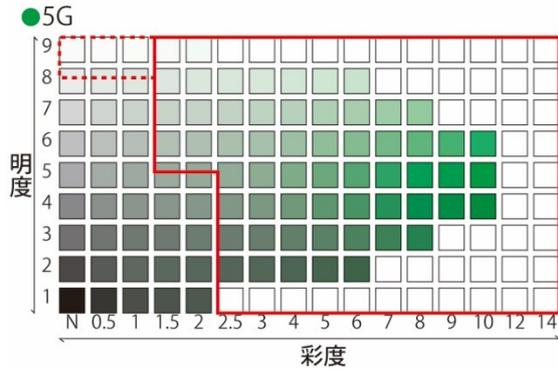
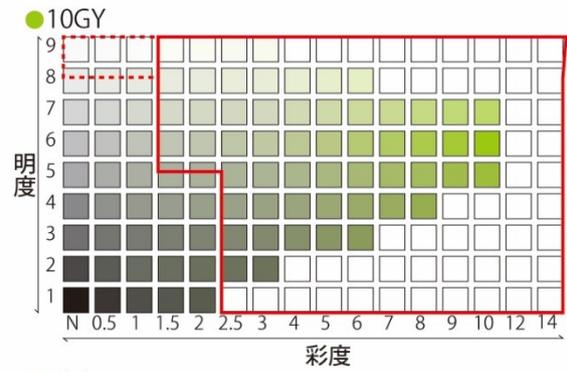
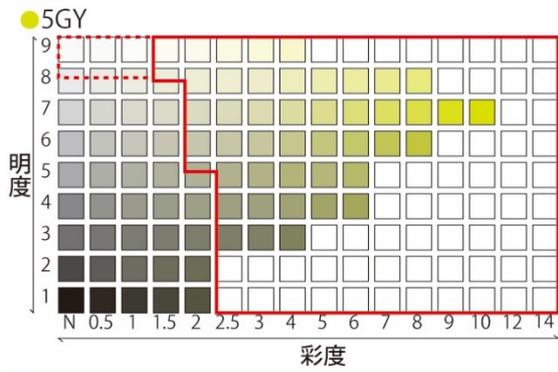
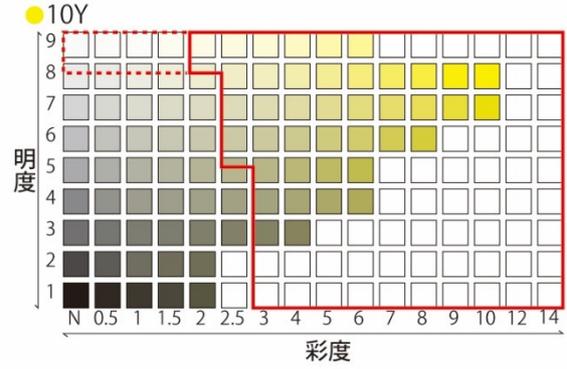
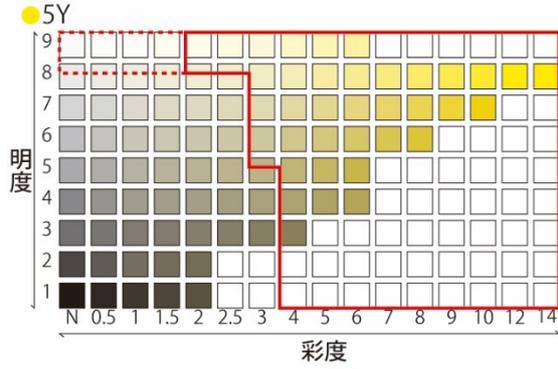
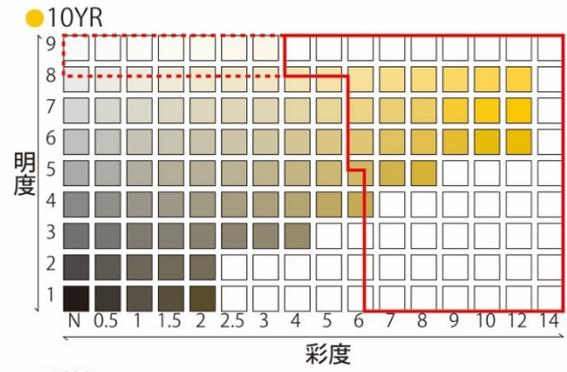
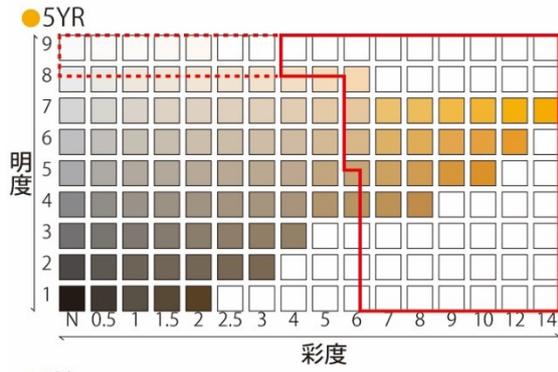
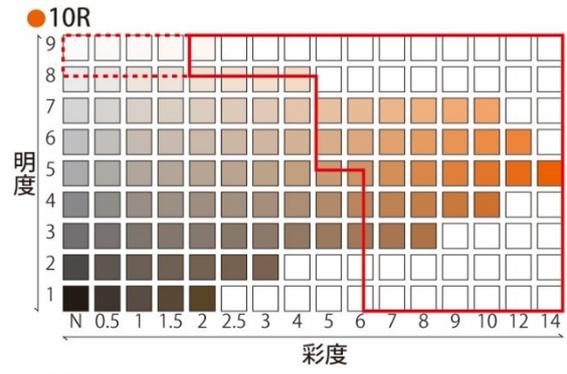
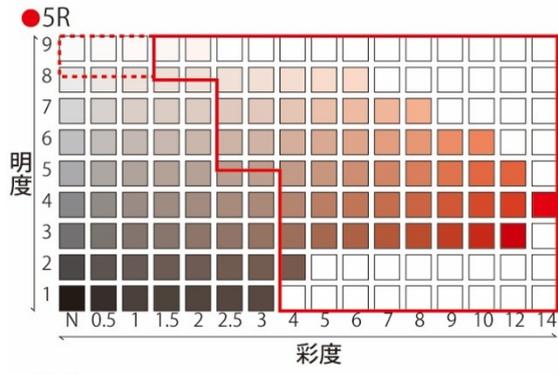
②建築物等の材料本来の素材色

着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩、建築物の屋根については無釉の和瓦、銅板、草葺き等によるものの色彩。

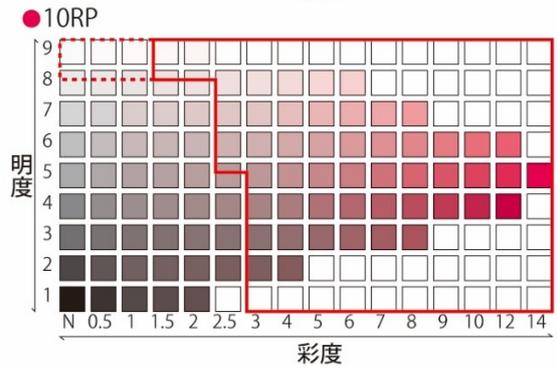
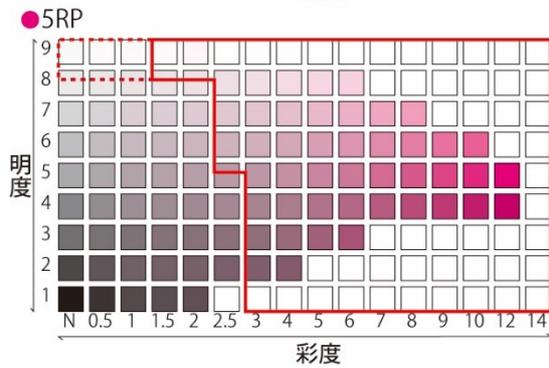
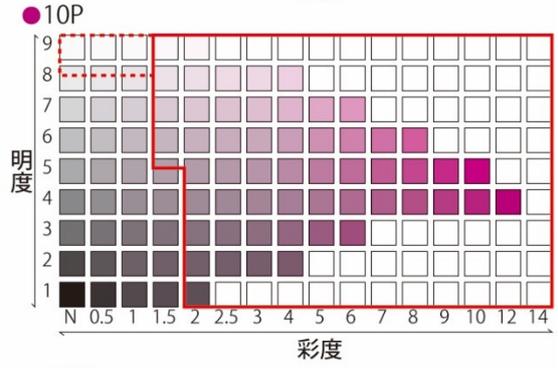
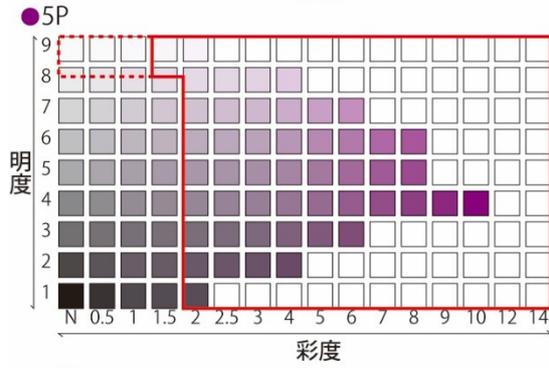
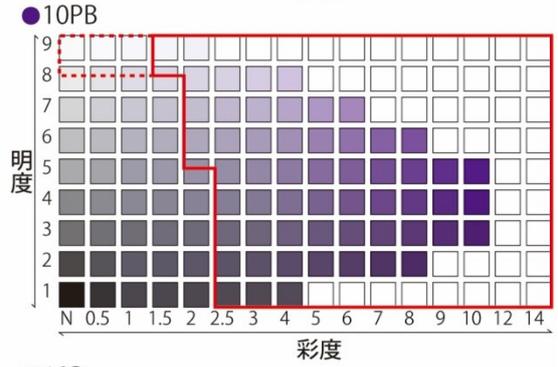
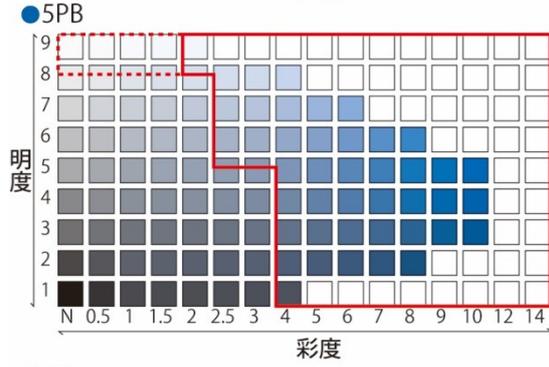
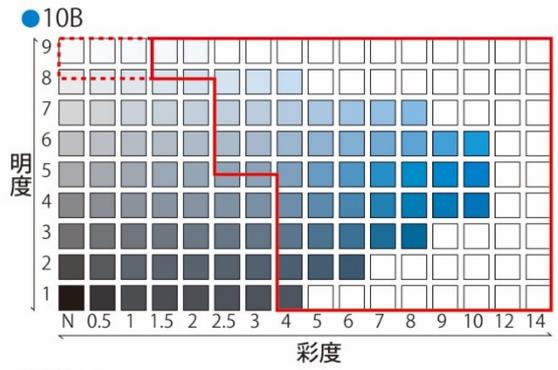
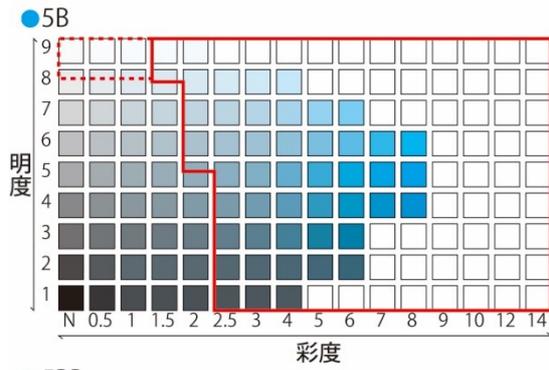
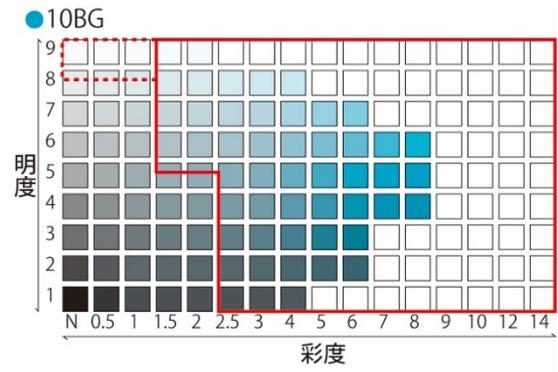
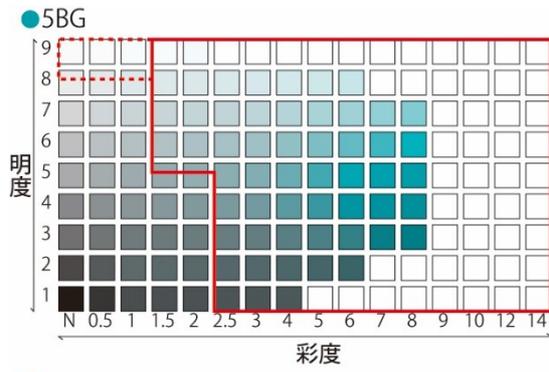
③他の法令で色彩が規定されているもの

主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの。

④景観上支障がないと市長が認めるもの



- 建築物の外壁及び屋根又は工作物の外装に使用してはならない色彩の範囲
- 建築物の屋根に使用してはならない色彩の範囲



- 建築物の外壁及び屋根又は工作物の外装に使用してはならない色彩の範囲
- 建築物の屋根に使用してはならない色彩の範囲